

■ 飯田市土地利用調整条例及び同規則

規 則	例
<p>飯田市土地利用調整条例施行規則</p> <p>平成19年12月7日 飯田市規則第57号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 行為の制限等</p> <p>　　第1節 禁止行為（第3条）</p> <p>　　第2節 行為の制限等（第4条—第9条）</p> <p>第3章 特定開発事業等</p> <p>　　第1節 特定開発事業等の事業着手等の手続等（第10条—第15条）</p> <p>　　第2節 特定開発事業等の基準（第16条—第26条の2）</p> <p>第4章 農用地等の保全等に関する協定（第27条・第28条）</p> <p>第5章 雜則（第29条—第33条）</p> <p>第6章 補則（第34条）</p> <p>附則</p>	<p>飯田市土地利用調整条例</p> <p>平成19年6月26日 飯田市条例第39号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 行為の制限等（第3条—第15条の2）</p> <p>第3章 特定開発事業等</p> <p>　　第1節 特定開発事業等の事業着手等の手続等（第16条—第19条）</p> <p>　　第2節 特定開発事業等の基準（第20条—第27条）</p> <p>第4章 農用地等の保全等に関する協定（第28条—第30条）</p> <p>第5章 雜則（第31条—第34条）</p> <p>第6章 補則（第35条）</p> <p>附則</p>

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号。以下「基本条例」という。）第2条の基本理念及び第3条の基本原則に基づき、土地利用の調整に關し必要な事項を定めることにより、市域の土地の特性に応じた適正かつ合理的な土地利用の推進を図ることとともに、基本条例第8条第1項の土地利用基本方針の達成を図り、もつて市民生活の向上並びに地域の経済及び社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

第2章 行為の制限等

第1節 禁止行為

(禁止行為)

第2章 行為の制限等

(禁止行為)

第3条 何人も、サーチライト、レーザー光線発光装置その他の装置を用いて強力な光束その他これらに類する光を継続し、又は断続して天空に向けて放ち、当該行為による光を不特定多数の者が望見できる行為をしてはならない。ただし、ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 災害、事故、その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

(3) 祭典等の催事において一時的に行われる場合

(4) 教育、試験又は研究のために一時的に行われる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合

第2節 行為の制限等

(届出及び勧告等)

第4条 市域において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替(以下「建築等」という。)

(届出の方法等)
第3条 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書(様式第1号)の正本及び副本並びに建築等計画概要書(様式第2号)2部を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書及び建築等計画概要書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもつてこれらの図面に替えることができる。
(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書
ア 方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取図で縮尺2,500分の1以上のもの
イ 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物その他の施設と他の建築物の別、擁壁、合併処理浄化槽の位置、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した配置図で縮尺100分の1以上のもの
ウ 各階平面図で縮尺100分の1以上のもの
エ 縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び室内設備を表示した各階平面図で縮尺100分の1以上のもの
エ 縮尺100分の1以上のもの
オ 縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び室内設備を表示した各階平面図で縮尺100分の1以上のもの

100分の1以上のもの
排水施設画面の平面図

因及び水利計算を記したもの)

化粧室、雨水貯留槽をのべた面積50分の1以上のもの

(2) 条例第4条第1項第2号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取図で縮尺2,500

分の1以上のもつ

イ 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、届出に

江濱警調課の工作物を他の施設と並んで、柵、壁、塀、垣、木垣等の位置、

化氷期に於ける氷の位置及び各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した

配置図で縮尺100分の1以上のもの

ウ 各種構造物の設計図又は施行方法を明らかにする圖面で縮尺20分

○1以上○も○

縦断面図及び横断面図で縮尺250分の1以上のもの

排水施設計画の平面圖（圖面に雨水計算、集水面積、水路の系統及び水利計算を記したもの）

因及び水利計算を記したもの

に放流の方法を表示する図面で縮尺50分の1以上のもの

敷地の安全上必要な措置を明らかにする図書で縮尺250分の1以

上のもの

(3) 条例第4条第1項第3号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取り図で縮尺2,500
分の1以上のもの

計画戸数及びその位置並びに敷地予定する建築物の用途、規模、

内の各種構造物、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設及び緑地の

位置を表示する配置図で縮尺250分の1以上のもの

縦断面図及び横断面図で縮尺250分の1以上のもの

各種構造物の設計図及び施行方法を明らかにする圖面で縮尺20分の1のもの。

以上のものより、排水施設計画の妥否性（圖面に雨水計算書面添付）を審査する。

併小施設計画を記したる

(2) 土地に定着する工作物（建築物を除く。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替（第7項第3号及び第10条第2号において「建設等」という。）

(3) 開発行為その他の規則で定める行為

						飯田市土地利用調整条例・同規則
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	に放流の方法を表示する図面で縮尺50分の1以上のもの	(4) 条例第4条第1項第4号(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書	ア 方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取図で縮尺2,500分の1以上のもの	イ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの	ウ 排水施設計画の平面図(図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水利計算を記したもの)	
	工 汚濫調整池、雨水貯留槽その他施設の構造図及びその能力並びに放流の方法を表示する図面で縮尺50分の1以上のもの	(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書	3 前項の規定にかかわらず、市長は、行為の種類に応じて、前各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるとときは、これを省略させることができる。			
					4 条例第4条第1項の規定による届出書及び建築等計画概要書に記載する事項は、次に掲げるものとする。	
					(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行行為の完了予定期日	
					(2) 事業所に係る行為にあっては、前号のほか当該事業所の作業内容及び作業工程並びに操業時間等当該事業の内容を示す事項	
					5 第1項の規定により届出書及び建築等計画概要書に記載すべき事項並びに第2項の規定により添付する図書は、飯田市景観規則(平成19年飯田市規則第58号)第10条第1項の規定による届出書及び建築等計画概要書に記載すべき事項並びに景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項及び飯田市景観規則第10条第2項の規定により添付する図書と共通するものについて飯田市景観規則第10条第1項の規定による届出書に併せて条例第4条第1項又は第2項の規定により届け出る場合にあっては、これを省略することができるものとする。	
					6 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する開発行為に係る飯田市都市計画法施行規則	

<p>飯田市土地利用調整条例・同規則</p>	<p>(平成19年飯田市規則第40号) 第18条第1項の申出書（同規則第37条第1項の変更申出書を含む。）の提出があつた場合は、第1項の規定にかかわらず、当該申出書の提出をもつて条例第4条第1項又は第2項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当するものとする。</p> <p>(規則で定める方針及び目標)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の規則で定める方針及び目標は、飯田市土地利用基本条例施行規則（平成19年飯田市規則第39号。以下「基本条例施行規則」という。）第4条第2項の規定により定める方針並びに基本条例施行規則第6条第4項の規定により定める方針及び目標とする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が基本条例第8条第2項第3号の土地利用基本計画及び同条例第9条第3項の地域土地利用計画（第6条第2項及び第8条第1項において「地域土地利用計画」という。）並びに第16条に規定する特定開発事業等の基準（第5項及び第9条第2項において「行為の基準」という。）に適合しないと認めるときは、当該届出をした者（以下「開発事業者等」という。）に対し、当該届出に係る行為の変更その他必要な措置をとることを指導又は勧告することができる。この場合には、基本条例第8条第3項第1号オの地域及び同条例第9条第3項第1号クの地区にあつては、規則で定める方針及び目標については適用しない。</p> <p>4 前項の指導又は勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあつた日から30日以内にしなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項又は第2項の規定による届出（第1項第1号から第3号までに規定するものであつて、当該届出の内容が行為の基準に適合しないものの又は適合するかどうか判断できないものに限る。）があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に第3項の規定による勧告をすることができる合理的な理由がないものに限る。この場合においては、同項の期間内に、開発事業者等に對し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>6 同一の者が第1項又は第2項の規定による届出による行為の完了前に当該行為の施行区域に接続して更に第1項各号に規定する同種の行為を行おうとするときは、これらの行為を一の行為とみなして、前各項の規定を適用する。</p> <p>7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>(適用除外)</p>
------------------------	--

		飯田市土地利用調整条例・同規則
(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他他の行為で規則で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等 (4) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更（規則で定める行為を除く。） (5) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるものの ア 農林漁業を営むために行うもの イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないものの (6) 国の機関若しくは地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う行為 (7) 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為 のうち、規則で定めるもの	第7条 第4条第7項第1号の規則で定める行為は、通常の管理行為、軽易な行為又は法令若しくはこれに基づく处分による義務の履行を行う行為とする。 2 条例第4条第7項第4号の規則で定める行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第1号から第4号までに該当するものとする。	第7条 第4条第7項第1号の規則で定める行為は、通常の管理行為、軽易な行為又は法令若しくはこれに基づく处分による義務の履行を行う行為とする。 2 条例第4条第7項第4号の規則で定める行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第1号から第4号までに該当するものとする。
(8) 第1項の届出をする行為のうち、規則で定めるもの	(許可等を受けて行う行為)	(許可等を受けて行う行為)
	第8条 条例第4条第7項第7号の規則で定める行為は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）その他の法令の規定に基づき行う行為で、条例第16条に規定する特定開発事業等の基準に相当する措置が講じられるものとする。	第8条 条例第4条第7項第7号の規則で定める行為は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）その他の法令の規定に基づき行う行為で、条例第16条に規定する特定開発事業等の基準に相当する措置が講じられるものとする。
	(届出を要しない行為)	(届出を要しない行為)
	第9条 条例第4条第7項第8号の規則で定めるものは、普通地域（景観計画区域（景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の景観計画の区域をいう。）のうち、条例第4条第8項の土地利用特定地区以外の地域をいう。）内で行う行為のうち次に掲げるるものとする。 (1) 条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超えるもの (2) 条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新設、増築、改築又は移転 当該行為に係る太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の設置面積（第15条の2に定める算定方法により算定された面積をいう。）の合計が500平方メートルを超えるもの (3) 条例第4条第1項第3号の規定による開発行為 当該開発行為に係る土地の面積が500平方メートルを超えるもの (4) 条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（前号の開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）当該土地の形質の変更	第9条 条例第4条第7項第8号の規則で定めるものは、普通地域（景観計画区域（景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の景観計画の区域をいう。）のうち、条例第4条第8項の土地利用特定地区以外の地域をいう。）内で行う行為のうち次に掲げるものとする。 (1) 条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超えるもの (2) 条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新設、増築、改築又は移転 当該行為に係る太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の設置面積（第15条の2に定める算定方法により算定された面積をいう。）の合計が500平方メートルを超えるもの (3) 条例第4条第1項第3号の規定による開発行為 当該開発行為に係る土地の面積が500平方メートルを超えるもの (4) 条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（前号の開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）当該土地の形質の変更

2 条例第4条第8項の規定により土地利用特定地に定める同条第7項第8号の規則で定めるものは、別表の左欄に掲げる土地利用特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に規定するもの以外のものとする。

基本条例第9条第4項の土地利用の誘導基準が定められた地区（以下この条及び次条において「土地利用特定地区」という。）における前項第8号の規則で定めるものは、行為の種類及びその規模に応じて、土地利用特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、土地利用特定地区における第1項の届出をするすべての行為が、その土地利用特定地区における第1項の届出を要する行為となるよう定めなければならない。

前項の規定において、当該地区が飯田市景観条例（第1項各号に該する行為を要する届出を要する特定地区）第41号）第44条第4項の景観育成特定地区に該する場合は、当該景観育成特定地区における届出を要する行為となるよう定めなければならない。

(行為の周知等)
第4条の2 開発事業者等は、前条に規定する届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関するたゞめの会合を開催するものとする。

2 市長は、前項により当該周知の内容に開示する周知を行った場合は、第1項の規定により周知を行つた場合は、第1項の規定による周知を行つたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、開発事業者等が飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例（平成24年飯田市条例第30号）第9条第1項の規定により周知を行つた場合は、第1項の規定による周知を行つたものとみなす。

(行為の周知等)

第4条の2 開発事業者等は、前条に規定する行為を行ふ前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び当該届出に係る土地所有者等に対して、当該行為に対するたとえ明確にするものとする。

2 市長は、前項により当該周知の内容に開示する周知を行った場合は、第1項の規定により周知を行つた場合は、第1項の規定による周知を行つたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、開発事業者等が飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例（平成24年飯田市条例第30号）第9条第1項の規定により周知を行つた場合は、第1項の規定による周知を行つたものとみなす。

(標識の設置)

(標識の設置) 第10条 条例第

完了予定日まで風雨に耐える構成されるも

2 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(2) 行為の着手予定日及び完了予定日
(3) 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出をした日

（地政局議会の長への通知）
第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、

(行為の周知等)

第9条の2 開発事業者等は、条例第4条の2第1項に規定する周知を行った場合は、第3条第1項の届出書及び建築等計画概要書にその旨を記載するものとする。
2 市長は、条例第4条の2第2項の規定により報告を求めるときは、面上により開発事業者等に通知するものとする。
3 前項の報告は、開発事業者等が周知実施報告書（様式第3号の2）を書

市長に提出して行うものとする。

(標識の設置)

第10条 条例の材料の識別は当該行為の完了の予定期限まで風雨に耐えるものとし、標識は第5条の規定による予定期限まで構成される。

2 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為を実施する区域
(2) 行為の差千予字口乃ば字ア予字口

(3) 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出をした日

(地政局議会の長への通知等)
第11条 条例第6条第1項の規定による通知は、届出受理通知書(様式第

<p>飯田市土地利用調整条例・同規則</p> <p>その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の長に通知するものとする。</p>	<p>4号）を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る第3条第1項の規定により添付する図書を、当該建築等計画概要書及び同条第2項の規定による建築等計画の対象となる土地の区域に係る図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるとときは、市長が別に定める団体（当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。）の長にも届出受理通知書を送付するものとする。</p>
<p>2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に關し地域土地利用計画の推進の見地から意見があるときは、規則で定めることにより、市長に当該意見を述べることができる。</p> <p>（説明会）</p>	<p>第7条 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下「地域住民等」という。）の意見を聞く必要があると認めるとときは、説明会（当該通知に係る行為に關して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る開発事業者等に対し要請するよう、規則で定めることにより、市長に申し出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるとときは、当該通知に係る開発事業者等に、規則で定めることにより、当該説明会の開催を要請するものとする。</p> <p>3 開発事業者等は、説明会の開催の要請があつた場合は、当該要請を受けた日から2週間以内に、自己の負担において、規則で定めることにより、当該説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書（様式第6号）を当該開発事業者等に送付して行うものとする。</p> <p>3 条例第7条第3項の規定による説明会は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（1）説明会は、あらかじめ、次に掲げる事項を報道機関その他により一般に周知して行うものであること。</p> <p>ア 説明会を行う日時及び場所</p> <p>イ 例第7条第4項の地域住民等の範囲</p> <p>ウ に規定する者に、説明会への出席を求める旨</p> <p>（2）地域住民等におけること。</p> <p>（3）説明会は、次に掲げる事項について当該説明会において合同で行う説明会とす</p> <p>るものであること。</p> <p>（3）説明会は、次に掲げる事項について当該説明会に出席した地域住民等に説明するものであること。</p>

		飯田市土地利用調整条例・同規則
		ア 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の場所及び規模 イ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の概要 ウ 法及び当該行為が周辺の生活環境に及ぼす影響
	エ	(1) 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の概要を当該地域住民等に周知するため十分な説明を行うものであること。 (2) 質疑及び応答を行うものであること。
4		(3) 前項各号の規定にかかわらず、説明会は、行為の種類又は規模等に応じて地域協議会の長と開発事業者等が協議して定める方法で行うことができるものとする。
5		(4) 条例第7条第5項の規定による報告は、説明会開催報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。 (1) 説明会において説明した第3項第3号に掲げる事項に関する図書 (2) 説明会において説明に用いた図書の写し (3) 説明会に出席した地域住民等の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した図書 (4) 前号に掲げる者の代理者の場合は、その者の氏名及び住所を記載した図書 (5) 質疑及び応答の経過を示す書類
6		(6) 市長は、適正かつ合意的な土地利用を推進するため必要があると認めるときは、当該開発事業者等又は地域住民等に対し、再説明会の開催その他の講ずべき措置について指導又は助言することができます。 (7) 第2項の規定により説明会の開催を要請された開発事業者等が、正当な理由がないにもかかわらず、説明会を開催しない場合には、市長は、当該開発事業者等に対し、規則で定めるところにより、当該説明会を開催するよう命令することができる。
7		(8) 条例第7条第7項の規定による命令は、説明会開催命令書（様式第8号）を当該開発事業者等に送付して行うものとする。
		(9) 飯田市都市計画法施行条例施行規則第23条（同規則第40条において準用する場合を含む。）の規定による説明会及び同規則第30条（同規則第41条において準用する場合を含む。）の規定による説明会の報告は、条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告を兼ねることとする。

(勧告の手続等)

第8条 市長は、第4条第3項の規定によりる勧告（地域土地利用計画の推進に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、飯田市土地利用計画審議会（平成19年飯田市条例第14号）の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(勧告の手続)

第13条 市長は、条例第4条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る行行為の計画が当該行為の対象となる土地に適用される飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号。以下「基本条例」という。）第9条第4項に規定する土地利用の誘導基準（以下「誘導基準」という。）又は条例第16条に規定する特定開発事業等の基準に照らし、当該誘導基準又は特定開発事業等の基準に適合するかどうかを判断し、条例第4条第3項の勧告をする必要があると認めるとときは、同項の規定に従い、当該届出をした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告するものとする。この場合において、適正かつ合理的な土地利用の推進に及ぼす影響が軽微であると認めるとときは基本条例第8条第3項第2号若しくは基本条例第9条第2項第4号の方針若しくは基本条例第9条第3項第2号の目標に基づくものであるときは、勧告に替えて、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導することができるものとする。

2 前項の規定による勧告又は指導は、勧告書（様式第9号）又は指導書（様式第10号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

3 条例第8条第1項の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。
 (1) 土地利用の誘導基準を定めた地域土地利用計画（基本条例第9条第3項に規定する地域土地利用計画をいう。以下同じ。）が策定された土地の区域内で行う行為に対する勧告のうち、市長が地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことを要すると認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が土地の利用に重大な影響を与えるものとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

(勧告に従わない場合の公表)

第14条 条例第8条第2項前段の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法で行うものとする。

2 条例第8条第2項後段の規定により規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
 (1) 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、通知書（様式第11号）を、当該届出をした者に送付して、その者又はその者の代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与え

2 市長は、第4条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。この場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び審議会の意見を聴かなければならない。

るもののとする。

(2) 前項の規定による通知書の送付を受けた者は、その送付を受けた日から3日以内に、市長に対して、意見書の提出に代えて公開による意

(3) 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合において、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

(4) 前号の規定による意見の聴取は、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年飯田市規則第38号）の例により行うものとする。

3 市長は、条例第8条第2項後段の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、次に掲げる図書を提出して審議会の意見を聴くものとする。

(1) 当該公表しようとする届出に係る図書
(2) 公表をしようとするまでの経過を示す書類

(3) 前項第1号に規定する意見書又は前項第3号の規定により聴取した

(4) その他の重要な書類
意見

第9条 開発事業者等は、市長が第4条第1項又は第2項の規定による届出を受理した日から30日（第4条第5項前段の規定により同条第4項の期間が延長された場合には、その延長された期間）を経過した後でなければ、（行為の旨子前項）

2 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、行為の基準に照らし、適正かつ合理的な土地の利用に支障を及ぼすおそれがないと認めるとときは、前項の期間を短縮することができる。

卷之三

（行為の着手制限期間の通知）

場合において、同柔第3項の規定による勧告又はそその他との措置をとる必要がないと認めるとときは、直ちに、当該届出をした者に条例第9条第2項の規定により期間を短縮する旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、行為の着手制限期間短縮通知書（様式第12号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

(作物の算定方法)

第15条の2 条例第10条第2号の規定による算定方法は、次の各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 面積成形した太陽電池モジュール(平面であるもののほか、曲面、球面その他集光のために湾曲させた形状のものを含む。)が架台等に設置される場合において受光部側となる部分(連続して建設等する場合にあつては、連続する太陽電池モジュールに係る部分(当該太陽電

飯田市土地利用調整条例・同規則

- 池モジュールを成型し、又は結合するための型枠として受光部側に位置する当該型枠部分を含む。) をいう。) の表面積を算定するものとする。
- (2) 高さ 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端まで(連続して建設等する場合にあつては、連続する太陽電池モジュールに係る部分のうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、当該地盤面から最上部に位置するものの上端まで)の高さを算定するものとする。

3 開発事業者等は、第7条第2項の規定により説明会の開催を要請されたにもかからず、当該説明会を開催しないときは、第1項の規定にかかわらず、当該届出に係る行為に着手してはならない。

第3章 特定開発事業等の手続等

第1節 特定開発事業等の事業着手の手続等

(特定開発事業等)

第10条 第4条第1項の届出を要する行為のうち、次に掲げる行為(以下「特定開発事業等」という。)には、第2章第2節の規定のほか、この節の規定の適用があるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の建築物の建築等のうち、次に掲げるものの
ア 建築等に係る部分の建築面積が500平方メートルを超えるもの
イ 建築等に係る部分の地盤面からの高さが10メートルを超える部分に
居室の床面を有するもの又は階数が4以上の階に居室を有するもの
ア 建設等に係る太陽光発電施設(一団の土地又は水面に太陽電池モジ
ュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するもの
を除く。以下同じ。)の太陽電池モジュールに係る部分の面積(規則で
定めるところにより算定された面積をいう。)の合計が500平方メート
ルを超えるもの
イ 建設等に係る太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の高
さ(規則で定めるところにより算定された高さをいう。)が10メートル
を超えるもの
- (2) 第4条第1項第3号の開発行為のうち、開発区域の面積が500平方メー
トルを超えるもの
- (3) 第4条第1項第4号に掲げるもののうち、土地の形質を変更する面積
- (4) 第4条第1項第4号に掲げるもののうち、土地の形質を変更する面積

(事業着手の届出)

第11条 特定開発事業等を行う者は、当該特定開発事業等に係る工事に着手しようとするときは、着手しようとする日の前日までに、規則で定めどころにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業完了の届出)

第12条 前条の届出をした者（以下「特定開発事業者」という。）は、当該特定開発事業等に係る工事の全部が完了したときは、その翌日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 特定開発事業者は、当該特定開発事業等の一部が完了した場合で、当該特定開発事業等の施行上の必要があるときは、市長の承認を得て、その完了した当該特定開発事業等の一部について、前項の規定による届出をすることができる。

(事業完了の確認等)

第13条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、当該特定開発事業等が第4条第1項又は第2項の届出の内容に適合しているかについて、当該届出があつた日から14日以内に確認しなければならない。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、当該特定開発事業等が第4条第1項又は第2項の届出の内容に適合していると認めるとときは、当該確認をした日から起算して7日以内に、当該特定開発事業等が第16条に規定する特定開発事業等の基準に適合している旨を証する書面（次条において「特定開発事業等基準適合証」という。）を、特定開発事業者に交付しなければならない。

(使用開始の制限)

第14条 特定開発事業者は、特定開発事業等基準適合証を交付された日以後でなければ、当該特定開発事業等により建築された建築物若しくは建設された工作物又は当該特定開発事業等により土地の利用目的を変更した土地（次条において「建築物等」という。）の利用を開始してはならない。

(維持保全)

第15条 特定開発事業者は、建築物等の利用を開始したときは、その建築物等についてこの条例に適合した状態を維持し、引き続き地域住民等の理解

(事業着手の届出)

第16条 条例第11条の規定による届出は、特定開発事業等着手届（様式第13号）2部を市長に提出して行うものとする。
2 市長は、前項の特定開発事業等着手届を当該特定開発事業等の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長へ送付するものとする。

(事業完了の届出)

第17条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定開発事業等完了届（様式第14号）2部を市長に提出して行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による承認の申請は、特定開発事業等承認申請書（様式第15号）の正本2部及び副本を市長に提出して行うものとする。
3 市長は、第1項の特定開発事業等完了届又は前項の特定開発事業等承認申請書の正本を当該特定開発事業等の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長へ送付するものとする。

(特定開発事業等基準適合証)

第18条 条例第13条第2項に規定する特定開発事業等基準適合証は、様式第16号によるものとする。

を得るよう努めなければならない。ただし、市長が公共の福祉その他の理由のためやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

2 市長は、建築物等の維持保全の状態が、この条例の規定に適合していないと認めるとときは、当該建築物等を所有する者又は当該建築物等を管理し、若しくは使用し、若しくは収益する者その他建築物等に関係する者に対し、その理由を付したうえで、この条例に適合するための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第2節 特定開発事業等の基準

- (特定開発事業等の基準)
- 第16条 次条から第26条の2までに規定する基準（以下「特定開発事業等の基準」という。）は、特定開発事業等について、適用する。
- (自動車駐車場)
- 第17条 住宅の建築を目的とする特定開発事業等（建蔽率が10分の8以上の土地の区域を除く。）を行う場合の当該特定開発事業等に開する自動車駐車場の基準は、予定建築物の計画戸数1に対し1台以上の中自動車駐車場（以下「特定開発事業地」という。）内に設置することとする。ただし、特定開発事業地の形状等の理由から特定開発事業地に全部の自動車駐車場を設置することが困難な場合は、規則で定める基準により、特定開発事業地外にその一部を設置することができる。

第17条 住宅の建築を目的とする特定開発事業等（建蔽率が10分の8以上の土地の区域を除く。）を行いう場合の当該特定開発事業等に開する自動車駐車場の基準は、予定建築物の計画戸数1に対し1台以上の中自動車駐車場（以下「特定開発事業地」という。）内に設置することとする。ただし、特定開発事業地の形状等の理由から特定開発事業地に全部の自動車駐車場を設置することが困難な場合は、規則で定める基準により、特定開発事業地外にその一部を設置することができる。

(維持保全の勧告)

第19条 条例第15条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第17号）を条例第15条第2項に規定する者に送付して行うものとする。

第2節 特定開発事業等の基準

(自動車駐車場の基準)

第20条 条例第17条の規定による自動車駐車場の基準は、次に定めるところとする。

- (1) 自動車駐車場の区画は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、かつ、奥行5メートル以上とする。ただし、市長が土地の形状その他やむを得ないと認めるとときは、これ以外の駐車が可能なものとすることができる。

- (2) 共同住宅又は長屋の機械式自動車駐車場以外の自動車駐車場における区画を表示すること。
- 2 条例第17条ただし書の規則で定める特定開発事業地外に駐車場の一部を設置する場合の基準は、特定開発事業地外へ設置する駐車台数が計画戸数の2分の1を上限とし、特定開発事業地の境界から歩行距離100メートル以内に設置するものとする。ただし、特定開発事業地の境界から歩行距離30メートル以内に設置する場合は、その全部を設置することができるものとする。

(緑地)

第18条 計画戸数が5を超える一団の賃貸をするための住宅の建築を目的とする特定開発事業等（都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を要するものを除く。以下第21条までにおいて同じ。）を行う場合の当該特定開発事業等に開する緑地の基準は、特定開発事業地内に相当する緑地を確保することとする。ただし、特定開発事業地の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場がある場合であつて、特定開発事業地の周辺の状況を勘案して特に必要でないときは、この限りでない。

(道路)

第19条 予定建築物の計画戸数が20以上の住宅の建築を目的とする特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する所定の道路は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路であつて、車両が2方向以上に分散、待避又はう回できる幅員5メートル（側溝を含む。）以上の道路とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める道路の区間は、建築物の敷地又は開発区域の主要な出入口が接する前面の道路から同項に規定する所定の道路までの区間の道路（以下この項及び次項において対象道路という。）において、対象道路の幅員が4メートル（蓋のある側溝を含む。以下この項及び次項において同じ。）以上であり、かつ、次のいづれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 前面の道路から所定の道路までの区間が35メートル以下であること。

(2) 前号の区間が35メートルを超える場合で、対象道路の区間35メートル以内ごとに市長が定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること（公園、広場その他これらに類するもので、自動車が有効に分散、待避又はう回できる場合を含む。）又は対象道路の区間35メートル以内ごとに幅員が4メートル以上との道路（建築基準法第42条第1項の道路であつて、車両が2方向以上に分散、待避又はう回できるものに限る。）との交差部があること。

3 条例第19条第1項ただし書の規則で定める基準は、対象道路に建築物が立ち並んでいる、又は対象道路の条件により拡幅が困難な場合においては、対象道路の幅員が4メートル以上であり、かつ、対象道路の延長70メートル以内ごとに幅員2メートル以上、延長10メートル以上の有効な待避所その他自動車が有効に分散、待避又はう回できるものであること。

4 条例第19条第2項の規則で定める拡幅する道路の構造基準は、市の道路の構造基準によるものとする。

(排水施設)

第20条 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する雨水の排水施設の設置基準は、規則で定めるものとする。

(1) 排水施設は、放流先の排水能力その他の状況を勘案して、特定開発事業地内の雨水を有効に排除できる規模、構造及び能力で整備すること。

(道路の基準等)

第21条 条例第19条第1項の規則で定める所定の道路は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路であつて、車両が2方向以上に分散、待避又はう回できる幅員5メートル（側溝を含む。）以上の道路とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める道路の区間は、建築物の敷地又は開発区域の主要な出入口が接する前面の道路から同項に規定する所定の道路までの区間の道路（以下この項及び次項において対象道路という。）において、対象道路の幅員が4メートル（蓋のある側溝を含む。以下この項及び次項において同じ。）以上であり、かつ、次のいづれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 前面の道路から所定の道路までの区間が35メートル以下であること。

(2) 前号の区間が35メートルを超える場合で、対象道路の区間35メートル以内ごとに市長が定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること（公園、広場その他これらに類するもので、自動車が有効に分散、待避又はう回できる場合を含む。）又は対象道路の区間35メートル以内ごとに幅員が4メートル以上との道路（建築基準法第42条第1項の道路であつて、車両が2方向以上に分散、待避又はう回できるものに限る。）との交差部があること。

3 条例第19条第1項ただし書の規則で定める基準は、対象道路に建築物が立ち並んでいる、又は対象道路の条件により拡幅が困難な場合においては、対象道路の幅員が4メートル以上であり、かつ、対象道路の延長70メートル以内ごとに幅員2メートル以上、延長10メートル以上の有効な待避所その他自動車が有効に分散、待避又はう回できるものであること。

4 条例第19条第2項の規則で定める拡幅する道路の構造基準は、市の道路の構造基準によるものとする。

(排水施設の基準)

第22条 条例第20条第1項の規則で定める雨水の排水施設の設置基準は、次に定めるところとする。

(1) 排水施設は、放流先の排水能力その他の状況を勘案して、特定開発事業地内の雨水を有効に排除できる規模、構造及び能力で整備すること。

飯田市土地利用調整条例・同規則

- (2) 特定開発事業者等は、雨水の排水施設の能力が十分におい場合においては、当該特定開発事業等の区域から排出される雨水により排水する必要な限度において、当該特定開発事業等により排水の放流先の排水施設の整備を行うこと。
- 2 条例第20条第2項の規則で定める污水の排水施設の設置基準は、次に定めるとおりとする。
- (1) 公共下水道その他の汚水を処理する施設が整備されていない地域で特定開発事業等を行いう場合には、合併処理浄化槽を設置すること。

(2) 油脂その他市長が定める汚水を公共下水道その他の公共の下水道に排除する特定開発事業等を行いう場合には、市長が定める汚水処理施設を設置すること。

(氾濫調整池等)

第23条 条例第21条第1項の規定により設置する氾濫調整池、雨水貯留槽その他の雨水を一時的に溜める施設の能力は、次の式により算出される

$$V - \alpha \times A = V,$$

上記の式において

V : 当該敷地から排出されると予想される1時間あたりの排出雨水量 (m^3/h)

α : 当該地域について定める1平方メートル当たりの1時間につき流出する雨水量 ($m^3/(m^2 \cdot h)$) であって、市長が別に定める数値

A : 当該地域の敷地面積 m^2
とする。

- (氾濫調整池等)
- 第21条 特定開発事業等（第10条第1号イに規定するものを除く。）を行う場合の当該特定開発事業等に関する雨水を一時的に貯留するための基準は、特定開発事業地内又は特定開発事業地に隣接して、雨水を一時的に貯留するための氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設を規則で定めるところにより、設置することとする。ただし、特定開発事業等により特定開発事業地からの雨水の流出量が増加するおそれがない場合又は特定開発事業地を包含する区域内において、この基準に相当する氾濫調整池その他の施設が既に設置されている場合には、この限りでない。
- 2 市長は、特定開発事業地周辺の災害を防止するたために、前項の特定開発事業地内若しくは特定開発事業地周辺に生じた限度において、前項の特定開発事業地の施設の規模の割増をすること又は当該工事を要する費用の全部若しくは一部を当該特定開発事業者に負担させること若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該特定開発事業者に負担させることができる。
- 3 前項の規模の割増又は負担については、市長と当該特定開発事業者が協議して定めるものとする。

(消防水利)

第24条 条例第22条第1項の規定により設置する消防水利は、消火栓、耐震防火水槽その他の消防水利とし、その設置に関する技術的基準は、市

<p>条において「消防水利」という。)の基準は、消防水利を規則で定めるとこ ろにより、設置することとする。ただし、市長が、当該開発区域の近隣の 消防水利の状況から判断してその設置の必要がないと認める場合にあって は、この限りでない。</p> <p>2 消防水利を設置する場合は、当該消防水利に近接した場所に消防水利が 設置されていることを表示する標識を設置することとする。</p> <p>前項の標識は、規則で定める基準によるものとする。</p>	<p>長が別に定める。</p> <p>2 条例第22条第3項の規則で定める標識の基準は、消防水利の標識について（昭和45年消防防災急課長通達）の規定によるものとする。</p> <p>(消防活動空地)</p> <p>第23条 地階を除く階数が4以上の階に居室を有する建築物又は地盤面から の高さが10メートルを超える部分に居室の床面を有する建築物の建築を目 的とする特定開発事業等を行いう場合の当該特定開発事業等に関する消防活 動を行うための空地（以下この条において「消防活動空地」という。）の設 置基準は、規則で定める。ただし、規則で定めるところにより、道路を消 防活動空地とみなすことができる場合は、この限りでない。</p> <p>(ごみ集積施設)</p> <p>第24条 予定建築物の計画戸数が20以上の住宅の建築を目的とする特定開發 事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関するごみ集積施設の基準は、 特定開發事業地内に、ごみ集積施設を、規則で定めるところにより設置す ることとする。ただし、特定開發事業地の周辺におけるごみ集積施設の設 置の状況その他の状況を考慮して市長がその設置の必要がないと認め る場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(中高層建築物についての措置)</p> <p>第25条 地階を除く階数が4以上の階に居室を有する建築物の建築を目的と する特定開發事業等を行いう場合の隣接居住者の居室への観望を困難と するための措置は、規則で定めるところにより、見下ろしの防止に配慮 するための措置を講じるよう努めることとする。ただし、規則で定める空 地等があることにより、隣接居住者の居室への観望が困難となるよ う配慮がされている建築物の部分にあっては、この限りでない。</p>	<p>第22条 第3項の規則で定める標識の基準は、消防水利の標識について（昭和45年消防防災急課長通達）の規定によるものとする。</p> <p>(消防活動空地)</p> <p>第25条 条例第23条の規則で定める消防活動空地は、消防活動を行いうため のはしごその他の設備を装備した消防用自動車の活動の用に供するため の空地及び空地への進入路とし、その設置に関する技術的基準は、市長 が別に定める。</p> <p>2 条例第23条ただし書の規定により規則で定める基準は、市長が別に定 める。</p> <p>(ごみ集積施設)</p> <p>第26条 条例第24条の規定によるごみ集積施設の設置基準は、次のとおり とする。</p> <p>(1) 屋根を有する構造とすること。 (2) 風その他のによりごみが飛散しない構造を有すること。</p> <p>2 市長は、ごみ集積施設の設置場所の周囲の状況により、前項各号に掲 げる施設の設置基準を緩和することができる。</p> <p>(中高層建築物についての措置)</p> <p>第27条 条例第25条の規定による隣接居住者の居室への観望を困難と するための措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ベランダを有する場合で、ベランダへの出入口及び当該階の床面か ら上に1メートル以下の部分に視覚を通す開口部等があるときは、前 面のベランダの手摺は視覚を通さない構造（隙間その他の部分的なも のを除く。）とすること。 (2) 3階以上の居室の床面から上に1メートル以下の部分に視覚を通す 開口部等がある場合は、当該開口部等に視覚を通さないための措置を 講じること。</p> <p>2 条例第25条ただし書の規定により規則で定める空地等は、次に掲げるものとする。</p>
--	--	--

- (1) 公園、広場、水面、森林その他これらに類するもの
- (2) 道路、河川、鉄道敷その他これらに類する公共の施設の反対側に前号に掲げるものがあるもの

(工事施工に係る措置)
第26条 特定開発事業等に係る工事の施工上の基準は、当該工事により発生する騒音及び振動の低減、じんあいの飛散防止その他周辺環境に及ぼす影響を最小限に止めるための措置を講じるよう努めることとする。

第4章 農用地等の保全等に関する協定 (土地の安全上必要な措置)

第26条の2 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に係る土地の安全上必要な措置の基準は、規則で定める措置を講じることとする。

(土地の安全上必要な措置の基準)

第27条の2 条例第26条の2の規定による土地の安全上必要な措置の基準は、次に掲げるもののほか、都市計画法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するものであることとする。

- (1) 特定開発事業等を行う地盤の勾配は30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できることは、この限りでない。
- (2) 太陽光発電施設の建設等に関する措置
 - ア 太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないよう、地盤に定着されたものであること。
 - イ 太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないよう、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。

ウ パワーコンディショナー等の附帯設備の配置、構造又は設備は、法令に基づき適切な措置が行われているものであること。

第4章 農用地等の保全等に関する協定

(農用地等の保全等に関する協定)

第28条 条例第27条第1項の規定により農用地等の保全等に関する協定の認定を受けようとする者は、農用地等保全協定認定申請書(様式第18号)の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第27条第2項各号に掲げる事項を定めた協定書
- (2) 条例第27条第3項の規定による合意を得たことを証する図書
- (3) その他認定の申請に関する協定書

(農用地等の保全等に関する協定)

第27条 地域農業振興計画(基本条例第9条第3項第2号才の土地利用の目標及び同条第4項の土地利用の誘導基準が定められたものをいう。以下この条及び次条において同じ。)が策定された土地の区域内にある相当規模の一団の農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)につき所用権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。第3項において「農用地所有者等」という。)は、当該農用地等の良好な営農条件を確保するため、農用地等の保全及び利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 協定の対象となる農用地等の区域（以下この条及び次条において「協定区域」という。）
 - (2) 農用地等を保全し、効率的に利用するためには必要な事項
 - (3) 協定に違反した場合の措置
 - (4) 協定の有効期間
 - (5) その他必要な事項
- 3 協定においては、協定区域内の農用地等に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 4 協定の内容は、法令に基づき策定された計画並びに基準条例第8条第1項の土地利用基本方針及び市の土地利用に関する諸計画に適合するものでなければならない。
- 5 協定の有効期間は、10年を超えてはならない。
- (協定の認定等)
- 28条 市長は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該認定の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をしなければならない。
- (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (2) 協定の内容を不當に制限するものでないこと。
 - (3) 協定の内容が農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する飯田農業振興地域整備計画及び地域農業振興計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市長は、前条第1項の認定をしたときは、規則で定めることにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを公衆の縦覧に供するものとする。
- (協定の認定等)
- 29条 市長は、条例第28条第1項の規定による協定の認定をしようとするときは、あらかじめ、飯田市農業委員会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、条例第28条第1項の規定による協定の認定をした場合は、認定書（様式第19号）を当該認定の申請をした者に交付するものとする。
- (協定の認定等)
- 3 条例第28条第2項の規定による公告は、飯田市公告式条例（昭和31年飯田市条例第3号）の例により行うものとする。
- 4 条例第28条第2項の規定による縦覧は、市長の指定する場所及び当該協定の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。
- 5 市長は、第3項の公告をしたときは、当該管理協定の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に当該協定の図書の写しを送付するものとする。
- 6 条例第28条第2項の規定による協定区域である旨の明示は、標識（別図第2号）を当該協定区域に表示して行うものとする。
- (協定の変更等)
- 30条 条例第27条第1項に規定する協定の区域内の農用地所有者等（当

飯田市土地利用調整条例・同規則

事項は、規則で定める。

- 該協定の効力が及ばない者を除く。)は、条例第27条第1項の規定により認定をおいて定めた事項を変更しようとすると申す場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、これを市長に申請して市長の認定を受ければならない。
- 2 第28条及び前条の規定は、協定の変更について準用する。
- 3 第1項の農用地所有者等は、条例第27条第1項の規定により認定を受けて協定を廢止しようとすると申す場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを市長に申請して認定の取消しを受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、当該協定の認定を取り消すものとする。
- 5 前条第1項及び第3項の規定は、前項の協定の取消しについて準用する。

第5章 雜則

(報告及び立入調査)

- 第29条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、第3条の規定に違反しているおそれがあるとみなされる行為をした者若しくは開発事業者等若しくは特定開発事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該行為若しくは当該特定開発事業等に係る土地の区域に立ち入り、当該土地の利用の状況について調査させることができることとする。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(書類の閲覧)

- 第30条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類のうち、良好な土地利用の推進のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるとところにより、これを閲覧に供するものとする。
- 2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したことときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(書類の閲覧)

- 第33条 条例第30条第1項の規則で定める書類は、第3条第1項の規定による建築等計画概要書及び第2項の規定により添付する図書(以下この条において「建築等計画概要書等」という。)とする。
- 2 条例第30条の規定による書類の閲覧は、次に掲げるとところにより、行うものとする。

- (1) 飯田市の休日(飯田市の休日を定める条例(平成元年飯田市条例第40号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。
- (2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時ま

- でとする。
- (3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。
- (4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。
- アイ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。
 ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。
 エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 3 前項の規定による書類の閲覧は、条例第4条第1項又は第2項の規定による届出があつた日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

(台帳)

第34条 条例第31条第2項の規則で定める台帳の作成は、第28条第1号から第3号までに掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、認定に係る図書と共に保管するものとする。

(台帳)

第31条 市長は、協定に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に關し必要な事項は、規則で定める。

(情報の発信及び提供)

第32条 市長は、地域固有の特性及び個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進するため、第3条の禁止行為に関する調査の結果、第4条第1項又は第2項の規定による届出、協定その他土地の利用に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第33条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、まちづくりの活動を行う団体の育成に努めるとともに、これらの団体に対し、適正かつ合理的な土地利用を推進するため必要な助言及び協力をを行うよう努めるものとする。

2 まちづくり委員会(地方自治法第202条の4第1項の規定による地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、市長に対し、その活動する地域における地域固有の特性及び個性を生かした適正かつ合理的な土地利用を推進するため、当該地域のまちづくりについて必要な助言及び協力を求めることができる。

3 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域のまちづくりについて必要な助言及び協力を行うものとする。

		飯田市土地利用調整条例・同規則
第6章 備則 (委任)	第6章 備則 (補則)	
第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が規則で定める。	第35条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 第4条第1項の規定は、平成20年1月30日までに着手する同項の届出に係る行為については、適用しない。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定（以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。）は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。	
附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成20年7月15日規則第34号 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成21年9月30日規則第30号 この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成22年3月31日規則第16号 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成23年3月25日規則第12号 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成27年12月3日規則第25号 この規則は、平成28年1月1日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の第3条第2項、第9条第1項、第15条の2、第27条の2、別表並びに様式第1号及び第2号の規定は、施行日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年12月25日条例第35号 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。		

（経済措置）

- 2 この条例による改正後の飯田市土地利用調整条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の新条例第4条の規定による届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

なお従前の例による。

附 則(平成30年3月27日条例第17号)
の条例は 平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第7号）
（施行期日）

施行期日

この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成30年3月27日条例第17号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月25日条例第7号）
（施行期日）

（経過措置）

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、次の表の左欄に掲げる条例の区分に応じ、中欄に掲げる届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
----------------	----------

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定による届出	第 3 条の規定による届出	令和 3 年 5 月 15 日
--	---------------	-----------------

卷之三

(施行期日)この規則は(経過措置)

卷之三

この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

飯田市土地利用調整条例・同規則

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。
 附 則（令和5年3月31日規則第11号）
 (施行期日)

- この規則は、令和5年5月26日（以下「施行日」という。）から施行する。
 (経過措置)

- この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

土地利用特定地区の名称	行為の種類	規模
座光寺特定土地利用地区（生活環境保全地区）	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超える、若しくは当該行為に係る部分の高さが10メートルを超える、又は住宅の用途に供する計画戸数が9を超えるもの
	条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新築、増築、改築又は移転	第9条第1項第2号に規定するもの
	条例第4条第1項第3号の規定による開発行為	第9条第1項第3号に規定するもの
	条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。）	第9条第1項第4号に規定するもの

飯田市土地利用調整条例・同規則	
上郷特定土地利用地区（生活環境保全地区）	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転
	条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新築、増築、改築又は移転
	条例第4条第1項第3号の規定による開発行為
	条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。）

